

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令参照条文

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（期間の延長等）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一條第一項又は第百七十三條第一項に規定する期間を延長することができる。

（同前）

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

（特許出願の分割）

第四十四条 特許出願人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2 前項の場合には、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3・4 （略）

（出願の変更）

第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後（その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。）は、この限りでない。

3・4 （略）

5 第四十四条第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

（実用新案登録に基づく特許出願）

第四十六条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならない。

一（四）（略）

2（5）（略）

（出願公開の効果等）

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、又は第二百五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 (略)

(特許料)
第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金	額
第一年から第三年まで	毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額	
第四年から第六年まで	毎年八千四百円に一請求項につき六百円を加えた額	
第七年から第九年まで	毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額	
第十年から第二十五年まで	(略)	

2 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第九十条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 (略)

(手数料)
第九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四条、第五条第一項若しくは第八十条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 特許証の再交付を請求する者
- 三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 四 第八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならぬ。

4 前三項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

5 12 (略)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

附 則 (昭和六十二年法律第二七号抄)

(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2 (略)

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第百七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年千七百円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年五千四百円に一発明につき三千三百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千二百円に一発明につき一万円を加えた額
第十年から第二十五年まで	(略)

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についてのの特許法第百九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「十六万八千六百円に一請求項につき四千円」とあるのは「十五万四千六百円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき一万八千円」と、同表第十一号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

附 則 (平成十五年法律第四十七号抄)

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 新特許法第七條第一項の規定は、前条ただし書第二号に規定する日（以下「一部施行日」という。）以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、一部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第七條第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 新特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）に係る手数料について適用し、一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る手数料については、旧特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、なおその効力を有する。

4（15）（略）

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の改正に伴う経過措置）

第八條 第七條の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「旧大学等技術移転促進法」という。）第十二條第一項の認定を受けた者（第三項において「国立大学関係認定事業者」という。）が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る国有的特許権若しくは実用新案権（以下「特許権等」という。）若しくは特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利（一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）又は一部施行日前にした実用新案登録出願（一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）に係るものに限る。以下「特許を受ける権利等」という。）又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、同條第四項、第六項、第八項及び第十項並びに同項において準用する同條第四項、第六項及び第八項の規定は、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。

2 旧大学等技術移転促進法第十三條第一項の認定を受けた者（同項に規定する試験研究独立行政法人（以下単に「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果についてその活用を行うとする民間事業者に対し移転する事業を行う者に限る。次項において「試験研究独立行政法人関係認定事業者」という。）が一部施行日前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又は特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、同條第二項及び第三項の規定、同條第二項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二條第四項、第六項及び第八項の規定並びに旧大学等技術移転促進法第十三條第三項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二條第十項並びに同項において準用する同條第四項、第六項及び第八項の規定は、一部施行日後においても、なおその効力を有する。

（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前條の規定による改正後の昭和六十二年改正法（以下この条において「新昭和六十二年改正法」という。）附則第三條第三項の規定は、一部施行日以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、一部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、前條の規定による改正前の昭和六十二年改正法（以下この条において「旧昭和六十二年改正法」という。）附則第三條第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 新昭和六十二年改正法附則第三條第四項の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許

出願を含む。)に係る手数料について適用し、一部施行日前にした特許出願(一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。)に係る手数料については、旧昭和六十二年改正法附則第三条第四項の規定は、なおその効力を有する。

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第九十五条関係)

	納付しなければならない者	金額
一	特許出願(次号に掲げるものを除く。) をする者	一件につき一万六千円
二	外国語書面出願をする者	一件につき二万六千円
三	第八十四条の五第一項の規定により手 続をすべき者	一件につき一万六千円
四	第八十四条の二十第一項の規定により 申出をする者	一件につき一万六千円
五 (略)		
六	出願審査の請求をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額
七 七十四 (略)		

実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(抄)

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」という。)をした者は、事件が特許庁に係属している場合限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書について補正をすることができない。

2~5 (略)

(特許法の準用)

第二条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2~4 (略)

(出願の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第四項及び第四十三条第一項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用

については、この限りでない。

4～9 (略)

(特許法の準用)

第十一条 特許法第三十条(発明の新規性の喪失の例外)、第三十八条(共同出願)、第四十三条から第四十四条まで(パリ条約による優先権主張の手續等及び特許出願の分割)の規定は、実用新案登録出願に準用する。

2～3 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という。)を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、その実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願がされた後は、することができない。

4～7 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。

一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面(前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 (略)

5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。

6～13 (略)

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しな

ければならない。

各年の区分	金	額
第一年から第三年まで	毎年七千六百円に一請求項につき七百円を加えた額	
第四年から第六年まで	毎年一万五千円に一請求項につき千四百円を加えた額	

- 2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。
- 3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ことに同項に規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

（登録料の納付期限）
第三十二条（略）

- 2（略）
- 3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

（審判の請求の取下げ）
第三十九条の二（略）

- 2・3（略）
- 4 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

5・6（略）
（特許法の準用）

- 2 特許法第四条の規定は、前項において準用する同法第七十三条第一項に規定する期間に準用する。

（外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願（以下「外国語実用新案登録出願」という。）の出願人は、条約第二条（x i）の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条（2）に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

- 2・3（略）
- 4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条（1）の規定に基づき補正をしたときは、国内書面提出

期間が満了する時（国内書面提出期間内に申請人が条約第二十三条（2）又は第四十条（2）の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）をするとき、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

5 （略）

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第四十八条の六 国際実用新案登録出願に係る国際出願日における願書は、第五条第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書の翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

3 （略）

（図面の提出）

第四十八条の七 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、国内処理基準時の属する日までに、図面を特許庁長官に提出しなければならない。

2 特許庁長官は、国内処理基準時の属する日までに前項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に対し、相当の期間を指定して、図面の提出をすべきことを命ずることができる。

3・4 （略）

（補正の特例）

第四十八条の八 （略）

2 （略）

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

4 （略）

（実用新案登録要件の特例）

第四十八条の九 第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは、「他の実用新案登録出願又は特許出願（第四十八条の四第三項又は特許法第百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。）であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行、」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年

六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する「国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願については、第八条第四項及び第九条第二項の規定は、適用しない。

2 (略)

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは、「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする。

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは、「第四十八条の四第四項若しくは特許法第百八十四条の四第四項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第百八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(訂正の特例)

第四十八条の十三の二 外国語実用新案登録出願に係る第十四条の二第一項の規定による訂正については、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(無効理由の特例)

第四十八条の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録無効審判については、第三十七条第一項第一号中「その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、実用新案登録請求の範囲、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないと

き」とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

第四十八条の十六 (略)

2) 3 (略)

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づき規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた実用新案登録出願とみなす。

5 (略)

6 第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、第四十八条の九、第四十八条の十第一項、第三項及び第四項、第四十八条の十二から第四十八条の十四まで並びに特許法第百八十四条の三第二項、第百八十四条の九第六項、第百八十四条の十二第一項及び第百八十四条の十四の規定は、第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限
- 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 (略)

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、第三十二条第三項の規定若しくは第十四条の二第五項、第三十九条の二第四項、第四十五条第二項若しくは次条第五項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 三 実用新案登録証の再交付を請求する者
- 四 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。
- 4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。
- 5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 10（略）

（手数料の返還）

第五十四条の二（略）

2 4（略）

- 5 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

6 11（略）

附 則（平成五年法律第二十六号抄）

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。）又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）、附則第十一条の規定による改正前の弁理士法（大正十年法律第百号）、附則第十二条の規定による改正前の輸出品のデザイン法（昭和三十四年法律第百六号）、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

- 2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表（第五十四条関係）

納付しなければならない者	金	額

一	― 実用新案登録出願をする者	― 一件につき一万六千円
二・三	(略)	
四	― 実用新案技術評価の請求をする者	― 一件につき一万六千円
五、十	(略)	

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（登録の更新）

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 (略)

(準用)

第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特許手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

(先行技術調査業務)

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。

(手数料の特例)

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

(準用)

第三十九条の十一 第十八条（第一号を除く。）、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条（第一号を除く。）」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）
（特許料の特例等）

第十二条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 特定試験研究機関を所管する大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定試験研究機関を所管する大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

4 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。

一 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

二 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権

5 特許法第九十五条第四項の規定は、前項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項から第三項までの規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第九十五条第一項又は第二項の規定による手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

8 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料（前項の政令で定めるものに限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第二項」とあるのは、「実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第九十五条第四項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第九十五条第一項又は第二項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは、「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは、「同条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うおととする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

昭和六十二年旧特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）
（一 発明一出願）

第三十八条 特許出願は、発明ごとにしなければならぬ。ただし、二以上の発明であつても、特許請求の範囲に記載される一の発明

(以下「特定発明」という。)に対し次に掲げる関係を有する発明については、特定発明と同一の願書で特許出願をすることができる。

- 一 その特定発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部としている発明であつて、その特定発明と同一の目的を達成するもの
- 二 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明又はその物の特定の性質を専ら利用する物の発明
- 三 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

平成五年旧特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) (抄)

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立があつた場合において、必要があるとき認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

平成十五年旧特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) (抄)

(特許料)

第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年一万三千元につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年二万三千元につき千円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年四万六千元につき千円を加えた額
第十年から第二十五年まで	(略)

2 前項の規定は、国又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する特許権には、適用しない。

3 第一項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る特許権には、適用しない。

4 第一項の特許料は、特許権が国等(国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第九十五条第四項及び第六項において同じ。)と国等以外の者(国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第六項において同じ。)との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 (略)

(手数料)

第九十五條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四條、第五條第一項若しくは第九十八條第三項の規定による期間の延長又は第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 特許証の再交付を請求する者
- 三 第三十四條第四項の規定により承継の届出をする者
- 四 第九十八條第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第九十八條第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第九十八條第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第九十八條第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

- 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 3 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

- 4 前三項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。
- 5 (略)

- 6 特許権又は特許を受ける権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

- 7 (略)
- 10 (略)

附 則(昭和六十二年法律第二七号抄)
(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

- 第三条 (略)
- 2 (略)
- 3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七條第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき五千六百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額

第十年から第二十五年まで

(略)

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千七百元」とあるのは「七万七千三百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

別表（第九十五条関係）

	納付しなければならない者	金額
一	特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき二万千円
二	外国語書面出願をする者	一件につき三万五千円
三	第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき二万千円
四	第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき二万千円
五（略）		
六	出願審査の請求をする者	一件につき八万四千三百円に一請求項につき二千七百元を加えた額
七、十四（略）		

平成五年旧実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（出願公告の効果等）

第十二条（略）

2（略）

3 出願公告後に実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第三十三条第五項の規定により実用新案権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第四十一条において準用する特許法第二百二十五条ただし書の場合を除き実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使したときも、同様とする。

（出願公開の効果等）

第十三条の三 (略)

2・3 (略)

4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二(訴訟手続の中止)、裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」という。)第四百条の二から第百五条の二まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び損害計算のための鑑定)、第百五条の四から第百六十八条の七まで(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)及び第百六十八条第三項から第六項まで(訴訟との関係)並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該实用新型登録出願の出願公告前に当該实用新型登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人力損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該实用新型登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

(侵害とみなす行為)

第二十八条 登録实用新型に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該实用新型権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(特許法等の準用)

第四十八条の十三 (略)

2 第十三条の三第二項から第四項まで及び特許法第八十四条の十第一項(国際公開及び国内公表の効果等)の規定は、国際实用新型登録出願についての国際公開及び国内公表に準用する。

3・5 (略)

(二以上の請求項に係る实用新型登録又は实用新型権についての特則)

第五十条の二 二以上の請求項に係る实用新型登録又は实用新型権についての第十二条第三項(第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。))、第二十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条において準用する特許法第一百一十条第一項第二号、第三十七号第二項(第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第二百五条、第四十四条、第四十五条において準用する特許法第七十六条、第四十九条第一項第一号、第五十三条第二項において準用する特許法第九十三条第二項第五号若しくは特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定において準用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規定の適用については、請求項ごとに实用新型登録がされ、又は实用新型権があるものとみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四十一条		特許法第一百五十九条第三項	特許法第五十一条第三項

第四十一条		特許法第六十一条の三第二項
第四十五条	特許法第七十四条第一項	特許法第五十九条第三項
第四十一条		特許法第七十四条第二項
第四十五条		特許法第七十四条第三項
		特許法第二百二十一条第一項

平成十五年旧実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならぬ。

各年の区分	金	額
各年の区分		
第一年から第三年まで	毎年七千六百円に一請求項につき七百円を加えた額	
第四年から第六年まで	毎年一万五千円に一請求項につき千四百円を加えた額	

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

3 第一項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る実用新案権には、適用しない。

4 第一項の登録料は、実用新案権が国等（国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第五十四条第三項及び第五項において同じ。）と国等以外の者（国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6（略）

（手数料）

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項、第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者

五 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記

録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利を共有する国と第三十一条第二項の政令で定める独立行政法人であるとき、又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

6 10（略）
別表（第五十四条関係）

	納付しなければならない者	金	額
一	実用新案登録出願をする者	一件につき二万円	
二・三 （略）			
四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき二万円	
五、十 （略）			

平成十五年旧工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（手数料）

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者

二 第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者

三 第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者

四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

2（略）

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国、特許法第一百七条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。）、実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。）、意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。）、又は商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人（当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。）であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 (略)

5 次の表の上欄に掲げる権利が同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者が自己の同表の上欄に掲げる権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、それぞれ、同項に規定する手数料の金額に同表の下欄に掲げる者の持分の割合を乗じて得た額とし、同表の下欄に掲げる者がその額を納付しなければならない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

特許権又は特許を受ける権利	国又は特許法第七十二条第二項に規定する独立行政法人	国及び特許法第七十二条第二項に規定する独立行政法人以外の者
実用新案権又は実用新案登録を受ける権利	国又は実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人	国及び実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人以外の者
意匠権又は意匠登録を受ける権利	国又は意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人	国及び意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人以外の者
商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利	国又は商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人	国及び商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人以外の者

6 (略)

平成十五年旧大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)(抄)第十二条 国立大学(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二

第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る固有の特許権若しくは特許を受ける権利又は固有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部科学大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。
 - 二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。
 - 三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 2 文部科学大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。
- 4 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。
 - 一 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権
 - 二 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権
- 5 前項に規定する特許権が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人）（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）との共有に係る場合における特許法第百七条第四項の規定の適用については、同項中「国等（国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第百九十五条第四項及び第六項において同じ。）と」とあるのは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第二項の認定事業者と」と、「国等以外の者（国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第六項において同じ。）と」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）と」、「国等以外の者の」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）の」と、「国等以外の者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）とする。」とする。
- 6 特許法第百九十五条第四項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。
- 7 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）との共有に係る場合における特許法第百九十五条第六項の規定の適用については、同項中「が国等と」とあるのは、「が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第二項の認定事業者と」と、「国等以外の者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）と」、「国等と」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者と」とする。
- 8 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。
- 9 第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第五項の規定の適用については、同項中「次の表の上欄に掲げる権利が同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第四項に規定する特許権又は同条第六項に規定する特許を受ける権利が同条第二項の認定事業者と同項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人）（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）と」、「同表の中欄に掲げる者

と同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者と同項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」と、「同表の上欄に掲げる権利」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第四項に規定する特許権又は同条第六項に規定する特許を受ける権利」と、「同表の下欄に掲げる者の」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」の」と、「同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」とする。

10 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十二条」とあるのは「実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第七十二条」とあるのは「実用新案法第三十一条第四項」と、「第百九十五条第四項及び第六項」とあるのは「第五十四条第三項及び第五項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第五項」と、第六項中「特許法第九十五条第四項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第七項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

第十三条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）又は独立行政法人であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国若しくは試験研究独立行政法人が保有する特許権若しくは特許を受ける権利又は国若しくは試験研究独立行政法人が保有する実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うおととする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関又は当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が前条第一項各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に、同条第四項から第九項までの規定は前項の認定を受けた者が国又は試験研究独立行政法人であつて特許法第七十二条第二項に規定する独立行政法人に該当するもの（以下この項において「特例試験研究独立行政法人」という。）から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権及び同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が国又は試験研究独立行政法人であつて実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人に該当するもの（以下この項において「特例試験研究独立行政法人」という。）から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受け

る権利、同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）

（特許法関係手数料）

第一条（略）

2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しななければならない者	金	額
一	特許出願（次号に掲げるものを除く）をする者	一件につき一万六千円	
二	特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき二万六千円	
三	特許法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円	
四	特許法第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万六千円	
五（略）			
六	出願審査の請求をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき十五萬千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額）	
七	誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者	一万九千円	

八（略）

3 特許法第九十五条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第五号まで、第七号及び第十三号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一・二 (略)

4 特許法第九十五條第九項の政令で定める額は、同条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額とする。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 (略)

2 特許庁長官は、第一条の二第一号八に掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

(実用新案法関係手数料)

第二条 (略)

2 実用新案法第五十四條第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	納付しなげばならない者	金
一・三 (略)	実用新案登録出願をする者	一件につき一千万円
四	実用新案技術評価書の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき千円を加えた額(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき三万三千六百円に一請求項につき八百円を加えた額)

五(十) (略)

3 実用新案法第五十四條第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第三号まで及び第五号の中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなげばならない者	金	額
一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七條第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求めめる者	一件につき千二百円に書面一枚につき七百円を加えた額(二件以上を一の書面である場合にあつては、一件ごとに一の書面である場合の額の合計額。)	
二	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求	一件につき九百円(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三條第一項の規定により電子情報処理組織を使用して閲覧を請求する者)以下「電子閲覧請求者」という。)にあつては、六百円)	

	<p>三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者</p>	<p>一件につき八百円（電子閲覧請求者にあつては、六百円）</p>
<p>四</p>	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者</p>	<p>一件につき千三百円（電子書類交付請求者にあつては、千円）</p>

2 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の政令で定める場合は、同項第二号に掲げる者が同法第十二条第一項第一号に掲げる事項（発行の日から一年以内の特許掲載公報（特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報をいう。）に掲載された特許に係るものに限る。）の閲覧を請求する場合とする。

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項の政令で定める手数料は、第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

附則

1・2（略）

3 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬二千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき十五萬千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額）」とあるのは「十五萬四千六百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一萬八千円を加えた額」と、同表第十一号中「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」と、同表第十三号中「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」とする。

実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（抄）

（職権による登録）

第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

- 一 実用新案権の設定、消滅（放棄によるものを除く。）又は回復
- 二 実用新案登録の訂正
- 三 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅

- 四 実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅
- 五 審判の確定審決
- 六 再審の確定審決

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）（抄）

（調査業務）

第二条 法第三十六条第一項の政令で定める調査は、特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定に係る特許出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものとする。

（先行技術調査業務）

第二条の二 法第三十九条の二の政令で定める調査は、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて、その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許を受けることができないうものでないかどうかについての判断に必要なものとする。

（在外者の手続の特例）

第三条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条の規定は、法又は法に基づく命令の規定による在外者の手続に準用する。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）

（特定試験研究機関）

第三条 法第十二条第一項の政令で定める国の試験研究機関は、別表第一に掲げる機関とする。

（手数料の特例）

第四条 法第十二条第五項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第六号の中欄に掲げる者が納付すべき手数料及び同条第三項に規定する手数料とする。

第五条 法第十二条第六項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第一条第三項に規定する手数料とする。

第六条 法第十二条第七項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者に係るものとする。

第八条 法第十二条第九項において準用する同条第六項の政令で定める手数料は、特許法関係手数料令第二条第三項に規定する手数料とする。

第九条 法第十二条第九項において準用する同条第七項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者に係るものとする。

（試験研究独立行政法人）

第十条 法第十三条第一項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。

別表第一（第三条関係）

- 一 警察庁科学警察研究所
 - 二 文部科学省国立教育政策研究所
 - 三 厚生労働省国立高度専門医療センター
 - 四 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
 - 五 厚生労働省国立保健医療科学院
 - 六 厚生労働省国立感染症研究所
 - 七 厚生労働省国立身体障害者リハビリテーションセンター
 - 八 農林水産省農林水産政策研究所
 - 九 国土交通省国土技術政策総合研究所
 - 十 気象庁気象研究所
 - 十一 気象庁高層気象台
 - 十二 気象庁地磁気観測所
- 別表第二（第十条関係）
- 一 独立行政法人情報通信研究機構
 - 二 独立行政法人消防研究所
 - 三 独立行政法人酒類総合研究所
 - 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
 - 五 独立行政法人国立科学博物館
 - 六 独立行政法人物質・材料研究機構
 - 七 独立行政法人防災科学技術研究所
 - 八 独立行政法人放射線医学総合研究所
 - 九 独立行政法人国立美術館
 - 十 独立行政法人国立博物館
 - 十一 独立行政法人科学技術振興機構
 - 十二 独立行政法人理化学研究所
 - 十三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
 - 十四 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - 十五 独立行政法人海洋研究開発機構
 - 十六 独立行政法人国立健康・栄養研究所
 - 十七 独立行政法人産業安全研究所
 - 十八 独立行政法人産業医学総合研究所
 - 十九 独立行政法人国立病院機構

- 二十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
- 二十一 独立行政法人家畜改良センター
- 二十二 独立行政法人水産大学校
- 二十三 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
- 二十四 独立行政法人農業生物資源研究所
- 二十五 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十六 独立行政法人農業工学研究所
- 二十七 独立行政法人食品総合研究所
- 二十八 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十九 独立行政法人森林総合研究所
- 三十 独立行政法人水産総合研究センター
- 三十一 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三十二 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 三十三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三十四 独立行政法人情報処理推進機構
- 三十五 独立行政法人土木研究所
- 三十六 独立行政法人建築研究所
- 三十七 独立行政法人交通安全環境研究所
- 三十八 独立行政法人海上技術安全研究所
- 三十九 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 四十 独立行政法人電子航法研究所
- 四十一 独立行政法人北海道開発土木研究所
- 四十二 独立行政法人海技大学校
- 四十三 独立行政法人航海訓練所
- 四十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四十五 独立行政法人国立環境研究所

平成十五年旧特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）

（特許法関係手数料）

第一条（略）

2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなげなければならない者	金
	額

一	特許出願（次号に掲げるものを除く）をする者	一件につき二万千円
二	特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき三万五千円
三	特許法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき二万千円
四	特許法第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき二万千円
五 （略）		
六	出願審査の請求をする者	一件につき八万四千三百円に一請求項につき二千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき一万六千九百円に一請求項につき四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき六万七千四百円に一請求項につき千六百円を加えた額）
七	誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者	九千円

3 特許法第九十五条第六項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第七号まで及び第十三号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

- 一 同表第十一号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者
 - イ 拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ロ 特許無効審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ハ 訂正審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 二 同表第十二号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者
 - イ 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定に係る審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
 - ロ 特許権の存続期間の延長登録の無効に係る審判の確定審決に対する再審を請求する者

4 （略）
（実用新案法等関係手数料令）

第二条（略）

2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	納付しなければならない者 実用新案登録出願をする者	金 一件につき一千万円
二・三 (略)		
四	実用新案技術評価書の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき千円を加えた額(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき三万三千六百円に一請求項につき八百円を加えた額)
五～十 (略)		

3 実用新案法第五十四条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第五号までの中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)
第五條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	納付しなければならない者 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七條第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	金 一件につき千二百円に書面一枚につき七百円を加えた額(二件以上を一の書面である場合にあつては、一件ごとに一の書面である場合の額の合計額。)
二	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき九百円(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三條第一項の規定により電子情報処理組織を使用して閲覧を請求する者)以下「電子閲覧請求者」という。(にあつては、六百円)
三	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき八百円(電子閲覧請求者にあつては、六百円)
四	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第二項の規定により書類の交付を請求する者	一件につき千三百円(電子書類交付請求者にあつては、千円)

2 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條第一項の政令で定める場合は、同項第二号に掲げる者が同法第十二條第一項第一号に掲げる事項(発行の日から一年以内の特許掲載公報(特許法第六十六條第二項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載

した特許公報をいう。)に掲載された特許に係るものに限る。)の閲覧を請求する場合とする。

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第五項の政令で定める手数料は、第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

附則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千円」とあるのは「七万七千三百円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき九千円」と、「一万六千九百円に一請求項につき四百円」とあるのは「一万五千五百円に一発明につき千八百円」と、「六万七千四百円に一請求項につき千六百円」とあるのは「六万八千八百円に一発明につき二千二百円」と、同表第十一号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二千七百円」と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二千七百円」とする。

平成十五年旧大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)(抄)

(手数料)

第三条 法第十二条第六項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令(昭和三十一年政令第二十号)第一条第三項に規定する手数料とする。

第四条 法第十二条第八項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者に係るものとする。

第五条 法第十二条第十項(法第十三条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第十二条第六項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第二条第三項に規定する手数料とする。

第六条 法第十二条第十項(法第十三条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第十二条第八項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者に係るものとする。

(特定試験研究機関)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める国の試験研究機関は、別表第一に掲げる機関とする。

(試験研究独立行政法人)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。

別表第一(第七条関係)

一 警察庁科学警察研究所

- 二 文部科学省国立教育政策研究所
- 三 厚生労働省国立病院（研究所、研究部その他の厚生労働省令で定める部課等が置かれるものに限る。）
- 四 厚生労働省国立療養所（研究所、研究部その他の厚生労働省令で定める部課等が置かれるものに限る。）

- 五 厚生労働省国立高度専門医療センター
- 六 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
- 七 厚生労働省国立保健医療科学院
- 八 厚生労働省国立感染症研究所
- 九 厚生労働省国立身体障害者リハビリテーションセンター
- 十 農林水産省農林水産政策研究所
- 十一 国土交通省国土技術政策総合研究所
- 十二 気象庁気象研究所
- 十三 気象庁高層気象台
- 十四 気象庁地磁気観測所

別表第二（第八条関係）

- 一 独立行政法人通信総合研究所
- 二 独立行政法人消防研究所
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 五 独立行政法人国立科学博物館
- 六 独立行政法人物質・材料研究機構
- 七 独立行政法人防災科学技術研究所
- 八 削除
- 九 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 十 独立行政法人文化財研究所
- 十一 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- 十二 独立行政法人産業安全研究所
- 十三 独立行政法人産業医学総合研究所
- 十四 削除
- 十五 独立行政法人農業生物資源研究所
- 十六 独立行政法人農業環境技術研究所

- 十七 独立行政法人農業工学研究所
- 十八 独立行政法人食品総合研究所
- 十九 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十 独立行政法人森林総合研究所
- 二十一 削除
- 二十二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 二十三 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 二十四 独立行政法人土木研究所
- 二十五 独立行政法人建築研究所
- 二十六 独立行政法人交通安全環境研究所
- 二十七 独立行政法人海上技術安全研究所
- 二十八 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 二十九 独立行政法人電子航法研究所
- 三十 独立行政法人北海道開発土木研究所
- 三十一 独立行政法人航海訓練所
- 三十二 独立行政法人国立環境研究所

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（抄）

第二十五条 指定官庁による検査

- (1) (a) (略)
- (b) 受理官庁がいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合には、国際事務局は、出願人の請求に
 応じ、当該国の国内官庁に対し当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。
- (c) (略)
- (2) (a) (b)の規定に従つことを条件として、各指定官庁は、必要な国内手数料の支払及び所定の適当な翻訳文の提出が所定
 の期間内にあつた場合には、(1)の拒否、宣言又は認定がこの条約及び規則に照らし正当であるかどうかを決定するも
 のとし、その拒否若しくは宣言が受理官庁の過失の結果であり又はその認定が国際事務局の過失の結果であると認められた場
 合には、当該国際出願を、当該指定官庁に係る国における効果に関する限り、このような過失の結果が生じなかつたもの
 として取り扱ふ。
- (b) (略)